

議第 128 号

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

林野火災の予防に関する基準、火気使用設備、及び住宅における火災予防の推進を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例

下呂市火災予防条例（平成16年下呂市条例第153号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・ 第29条の9)</u></p> <p>第4章～附則 (略)</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備 (屋外その他の直 接外気に接する場所に設けるテント型サウ ナ室 (サウナ室のうちテントを活用したもの をいう。) 又はバレル型サウナ室 (サウナ室 のうち円筒形であり、かつ、木製のものをい う。) に設ける放熱設備であって、定格出力 6キロワット以下のものであり、かつ、薪又 は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらな ければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを 要しない場合を除き、建築物等及び可燃性 の物品から火災予防上安全な距離として 対象火気設備等及び対象火気器具等の離 隔距離に関する基準により得られる距離 以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇 した場合に直ちにその熱源を遮断するこ とができる手動及び自動の装置を設ける こと。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ 設備にあっては、その周囲において火災が</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p>第4章～附則 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>発生した際に速やかに使用できる位置に</u> <u>消火器を設置した場合は、この限りではな</u> <u>い。</u></p>	
<p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設</u> <u>備の位置、構造及び管理の基準については、</u> <u>第3条（第1項第1号、第10号から第14号ま</u> <u>で、第16号から第18号の3まで、第2項第6</u> <u>号及び第3項から第4項までを除く。）の規</u> <u>定を準用する。</u></p>	
<p><u>（一般サウナ設備）</u></p>	
<p><u>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備</u> <u>以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設</u> <u>備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及</u> <u>び構造は、次に掲げる基準によらなければな</u> <u>らない。</u></p>	<p><u>（サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下</u> <u>「サウナ設備」という。）の位置及び構造は</u> <u>次に掲げる基準によらなければならぬ。</u></p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇 した場合に直ちにその熱源を遮断するこ とができる手動及び自動の装置を設ける こと。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した 場合に直ちにその熱源を遮断するこ とができる手動及び自動の装置を設けること。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設</u> <u>備の位置、構造及び管理の基準については、</u> <u>第3条（第1項第1号及び第10号から第12</u> <u>号までを除く。）の規定を準用する。</u></p>	<p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の 位置、構造及び管理の基準については、第3 条（第1項第1号及び第10号から第12号まで を除く。）の規定を準用する。</p>
<p><u>（火災に関する警報の発令中における火の</u> <u>使用の制限）</u></p>	<p><u>（火災に関する警報の発令中における火の</u> <u>使用の制限）</u></p>
<p><u>第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に</u> <u>規定する火災に関する警報をいう。以下同</u> <u>じ。）が発せられた場合における火の使用に</u></p>	<p><u>第29条 火災に関する警報が発せられた場合</u> <u>における火の使用については、次の各号に定</u> <u>めるところによらなければならぬ。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>については、次の各号に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(住宅における火災予防の推進)</p> <p>第29条の7 下呂市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカーその他の物品</u>、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(住宅における火災予防の推進)</p> <p>第29条の7 下呂市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器<u>その他の物品</u>、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p>第29条の8 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市(町・村)の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</p> <p>3 消防長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p>	
<p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p>	
<p><u>第29条の9 消防長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p>	
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	
<p>第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p>	
<p>(1)～(6) (略)</p>	
<p><u>(6の2) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)</u></p>	
<p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p>	
<p>(7の2)～(15) (略)</p>	
<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p>	
<p>第50条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p>	
<p>(1) <u>火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (たき火を含む。)</u></p>	

改 正 後	改 正 前
(2)～(6) (略) <u>2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの</u> <u>行為について、届出の対象となる期間及び区</u> <u>域を指定することができる。</u>	(2)～(6) (略)

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2、第7条の3、第29条の7及び第49条の規定は、令和8年3月31日から施行する。

【参考資料】

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

林野火災の予防に関する基準、火気使用設備及び住宅における火災予防の推進を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) サウナ設備を簡易サウナ設備及び一般サウナ設備に分け、その定義や離隔距離を定めることとします。

(第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 49 条関係)

(2) 火災警報の根拠法令を明確化し、林野火災注意報を定めるものとします。

(第 29 条、第 29 条の 8 関係)

(3) 住宅における火災予防の推進事項に「感震ブレーカー」を追記します。

(第 29 条の 7 関係)

(4) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出に「たき火」が含まれることを明確にします。

(第 50 条関係)

(5) この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行します。ただし、第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 29 条の 7 及び第 49 条の規定は、令和 8 年 3 月 31 日から施行します。

(附則関係)